

還しない。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により提出された学位論文を受理したときは、大学院委員長及び研究科長はそれぞれ当該研究科委員会に審査を付託する。

2 研究科委員会は、審査に付せられた論文について指導教授を主査とし、別に副査を1名定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設ける。

3 学位論文の審査に当たって必要のあるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該研究科以外の教員に副査を委嘱することができる。

(審査の方法)

第7条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって行うものとする。

3 審査委員会は、審査のため必要と認めた場合には参考論文その他の審査資料を提出させることができる。

4 審査委員会は、第3条第2項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験を、その学年末までに終了しなければならない。

(学力の確認)

第8条 第3条第3項に規定する大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口述試験により行うものとする。

2 本学博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の可否を審議、決定して大学院委員長及び学長に報告するものとする。

3 前項論文の可否決定をするには、当該研究科委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位授与の決定)

第10条 学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学士、修士又は博士の学位記を授与する。

2 審査の結果、学位記を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第11条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に学位授与報告を文部科学大臣に行うものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される

前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 学位論文を公表する場合には、別府大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは、「別府大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士及び博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は大学院委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。
- 3 大学院委員会が前2項の議決をなすには、委員の3分の2以上が出席して、その出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、様式4、様式5、様式6及び様式7のとおりとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

〈別表〉

事 項	学位論文審査手数料
本学博士後期課程在学者及び本学博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得、退学後3年未満の期間内に学位論文を提出する者	免 除
本学博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得、退学後3年を経過した後学位論文を提出する者	100,000 円
本学博士前期課程（修士課程）修了者及び本学部を卒業した後学位論文を提出する者	100,000 円
法人内専任教職員	100,000 円
上記以外の者	200,000 円